

## 令和5年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年2月13日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 新郷村役場2階 会議室

3. 出席委員 (1人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (1人) 坂根克也

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第2号

農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第3 議案第2号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第3 議案第3号

贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

## (令和5年第2回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、8番工藤委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には7番橋端委員並びに9番橋端委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 日程第3、報告第2号農地法第18条第6項の規定による届け出について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 4ページをお開きください。 受付番号第1号の届出は、生前一括贈与するために合意解約するものです。 5ページに解約に係る合意書および通知書の写し、6ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 続きまして7ページをお開きください。 受付番号第2号の届出は、土壤改良が難しく、思うように作物の収量が上がらなかつたことから合意解約するものです。 8ページに解約に係る合意書の写し、9ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 続きまして10ページをお開きください。

	<p>受付番号第3号の届出は、土壤改良が難しく、思うように作物の収量が上がらなかつたことから合意解約するものです。</p> <p>11ページに解約に係る合意書の写し、12ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で報告第2号についての説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第7号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>13ページをお開きください。</p> <p>日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出を受付けたので審議を求めるものです。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>議案第2号、受付番号第7号の申請は、譲渡人が県外在住で農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が経営規模拡大を図りたいとして、双方の意見が合致し贈与に至りました。</p> <p>農地の所在は西越字木ノ間、地目は畠で面積は●●●●m<sup>2</sup>です。</p> <p>15ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>16ページに許可申請書の写し、17ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第7号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号受付番号第7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p>

	<p>次に、議案第2号受付番号第8号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>18ページをお開きください。</p> <p>議案第2号受付番号第8号の申請は、譲受人が以前から相対契約で使用しておりましたが、切り換えにより売買契約に至りました。</p> <p>農地の所在は戸来字館ノ上、地目は田で計2筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。</p> <p>19ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>20ページに許可申請書の写し、21ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号受付番号第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号受付番号第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第2号受付番号第9号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>22ページをお開きください。</p> <p>議案第2号受付番号第9号の申請は、生前一括贈与によるものです。</p> <p>農地の所在は戸来字赤坂森他、地目は田と畑で計7筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>24ページに許可申請書の写し、25ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第9号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号受付番号第9号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号受付番号第9号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第2号受付番号第10号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>26ページをお開きください。</p> <p>議案第2号、受付番号第10号の申請は、生前一括贈与によるものです。</p> <p>農地の所在は西越字鶴館他、地目は畠で計9筆、面積は13,646m<sup>2</sup>です。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>28ページに許可申請書の写し、29ページに申請代理人の申請書の写し、30ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第10号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号受付番号第10号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号受付番号第10号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5議案第3号贈与税の納税猶予に関する証明についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>31ページをお開きください。</p> <p>日程第5議案第3号贈与税の納税猶予に関する証明についてについて説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は租税特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。</p>

	なお、証明願いが遅延して提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものといたします。 以上で議案第3号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決をいたします。 議案第3号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和5年第2回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 2月 13日

議 長 日向 將行

署名者 橋端 秀作

署名者 橋端 哲美